（作業監督者の選解任の届出）

第七十八条　法第七十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十五による届出書を提出しなければならない。

（現況調査の時期）

第七十九条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　旧貯留開始貯留事業者が法第二十二条第三項の規定により特定閉鎖措置計画を定め、又は同条第五項の規定によりこれを変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

二　試掘の許可の有効期間が満了しようとするとき。

三　貯留事業者等が法第三十七条第五項（法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けて休止した貯留事業等を再開しようとするとき。

四　貯留事業者が法第三十九条第一項の規定により貯留事業実施計画を変更しようとするとき。

五　貯留開始貯留事業者が法第五十三条第二項の規定により閉鎖措置計画を定め、又は同条第三項において準用する法第二十二条第五項の規定によりこれを変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

六　貯留事業者等が法第五十七条第一項（法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により貯留事業等の廃止の届出をしようとするとき。

七　試掘者が法第六十条第一項の規定により試掘実施計画を変更しようとするとき。

（現況調査の項目）

第八十条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　掘削箇所及び貯留層並びにこれらの周辺の地質状況（試掘者にあっては、掘削箇所及びその周辺の地質状況）

二　貯留事業場等の周辺の状況

三　第七十三条各項に規定する貯留事業者等が講ずべき措置に係る事項（貯留等工作物に係る調査にあっては、これらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、貯留事業場等における保安を害する事項

2　法第七十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第一項の規定による報告に係る災害の原因

二　前号の災害とその原因との関係

三　第一号の災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価

（現況調査の結果の記録）

第八十一条　法第七十四条第一項から第三項までの規定による調査の結果の記録は、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。

一　法第七十四条第一項（試掘者に係るものに限る。）の規定による調査の結果　十年間

二　法第七十四条第一項（貯留事業者に係るものに限る。）の規定による調査の結果　廃止の届出（法第五十七条第一項の規定による届出をいう。）が受理されるまでの期間（貯留開始貯留事業にあっては、廃止の許可（法第五十三条第五項の許可をいう。）を受けるまでの期間）

三　法第七十四条第二項及び第三項の規定による調査の結果　十年間

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第八十二条　法第七十五条第一項の経済産業省令で定める貯留等工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2　法第七十五条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3　法第七十五条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事計画の届出）

第八十三条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十六による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　貯留等工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2　前項第一号の工事計画書には、届出に係る貯留等工作物の種類に応じ、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　法第七十五条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十七による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第八十四条　前条第一項の規定にかかわらず、法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る貯留等工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、これを添付することを要しない。

（使用前自主検査の対象）

第八十五条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物であって、法第七十六条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（使用前自主検査の方法）

第八十六条　法第七十六条第一項の使用前自主検査は、貯留等工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（使用前自主検査の記録の作成及び保存）

第八十七条　法第七十六条第一項の規定により使用前自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　使用前自主検査年月日

二　使用前自主検査の対象

三　使用前自主検査の方法

四　使用前自主検査の結果

五　使用前自主検査を実施した者の氏名（使用前自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び使用前自主検査を実施した者の氏名）

六　使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　使用前自主検査の結果の記録は、当該使用前自主検査の対象である貯留等工作物を廃止するまでの期間又は当該使用前自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

（定期自主検査の対象）

第八十八条　法第七十七条の経済産業省令で定める貯留等工作物は、次に掲げるものとする。

一　坑井及びその附属設備

二　掘削用機械

三　圧送機

四　高圧ガス製造設備

五　火薬類取扱所